

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めることとされた事項は、次に掲げる事項その他別表第一に掲げる事項とする。

なお、指定都市等及び児童相談所設置市（児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市をいう。以下同じ。）にあっては、本指針において都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に盛り込まれている内容のうち、指定都市等及び児童相談所設置市が処理することとされているものについては、適切に市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むことが必要である。

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。

なお、市町村整備計画を作成する場合には、当該市町村整備計画に記載する保育提供区域（児童福祉法第五十六条の四の二第二項第一号に規定する保育提供区域をいう。）は、当該教育・保育提供区域と整合性が取れたものとする。